

平成 22 年 8 月 25 日

経済実勢ヒアリング 説明資料

株式会社六星

代表取締役会長 北村 歩

1.株式会社六星の事業内容・事業規模

(事業内容)

株式会社六星は、石川県白山市において、水稲・野菜の生産をはじめとする農業生産部門と、自社で生産した農産物を利用した「もち加工」（使用農産物→もち米）「漬物加工」（使用農産物→野菜）「おにぎり・弁当」（使用農産物→主食用米・野菜）等の農産加工及びそれらの販売を行う農業生産法人です。

(沿革)

昭和 54 年 2 月に農事組合法人「六星生産組合」として 5 戸の農家により、レタスをはじめとした野菜の共同栽培を主たる事業として設立し、その後、水稲の作付面積を拡大しながら、「もち加工」を農閑期の事業として取り組み、規模拡大に伴い平成元年に有限会社に改編し、さらに、直売所を開設し、平成 19 年に株式会社「六星」となり、現在に至っています。株式会社に改編した時点で、創業者から後継者へ経営が完全でありませんが移譲されています。

(事業規模)

水稲の作付面積は平成 21 年産で 122 ㌦、小豆等の雑穀が 10 ㌦、野菜等の園芸作物が 7 ㌦の合計 139 ㌦の経営面積となっています。

また、米の年間生産量は、600 トン余りでうち「もち米」は 200 トンとなっています。

売上については、平成 21 年実績で 6 億 2 千万円余りとなっています。

※事業規模については、別紙の参考資料 1～4 のとおりとなっています。

2.農業経営の規模拡大や法人化

(法人化)

野菜の共同栽培をスタートさせた創業時から、資金の調達や補助金の受入などを考えれば法人の形態をとれば都合がよいことは、創業段階で合意が得られており、結果的に所得の分配や資産の持ち分計算が必要ないことなどメリットも多かったと思っています。その後は、経営の実態に合わせ法人形態を変えてきました。すでに法人をスタートさせ 30 年余りが経過しましたが依然として、財務管理や経営管理また労務管理などにおいて満足できる経営体となっていないのが実情で、後継の経営者が引き続き取り組んでいます。

(経営規模拡大)

農地面積拡大以外の経営規模拡大においては、資金調達が最も苦勞したところであります。特にライスセンターの建設やもち加工場の建設については当時の経営からみれば

無謀ともいえる投資を行いました。この際、地元 J A や当時の農林漁業金融公庫（現在の日本政策金融公庫）の支援を受けることによって実現出来たと思っております。しかし、このような設備投資資金とは別に米をはじめとしたほとんどの生産物及び加工品が自社での販売に移行してきたことに伴う運転資金の対応については予想以上に苦勞させられました。このことを経験し、信用力が経営を維持していくことに重要な意味をもつことを痛感させられましたが、市中金融機関等との取引も開始する契機にもなりました。

（農地規模拡大）

経営農地の規模拡大については、資本調達に比較して以外とスムーズに進みました。当社の設立以降、昭和の終わりから平成の初めにかけては農家の農業離れが加速し始め、特に当社の基盤となっている地域（白山市中奥地区）は、県都金沢に近く働き口も多く農外収入を得ることが容易だったことも面積拡大を支えました。ただ、すでに地域の 70 % の受託となった今後については、これまでの拡大路線からの転換が必要となっています。

3. 戸別所得補償制度（米戸別所得補償モデル事業・水田利活用自給力向上事業の評価と今後の制度設計）

（米戸別所得補償モデル事業の評価）

- ・ 交付単価 対象作物が「米」ということもあり全国一律（定額部分）と価格差（変動部分）の直接支払いについては一定の評価はできます。さらにナラシとの併用についても、農業所得の確保に一定の効果はあります。当社においても、平成 22 年産は米生産に関する収入は向上すると試算しています。
- ・ 生産調整 生産調整参加農業者が増加して、米の需給に好影響を与える効果が見込まれるということに対する評価については、生産面積等の詳細なデータがない事に加え、水田利活用自給力向上事業の評価と合わせ現在のところ判断することは難しい。
- ・ 支払方法 年内中に支払見込みであることについては評価できます。
- ・ 米の価格 生産調整との関係や作況によるところも多いと思いますが、平成 22 年産は目標数量をオーバーするとの報道もあり、価格低下の可能性があることは気がかりである。（これまでも制度変更時に価格が低下する傾向もあったのではないか）

（水田利活用自給力向上事業の評価）

- ・ 交付単価 戦略作物において全国一律単価となっていることについては、ある程度やむおえないことと理解できる。また激変緩和措置も盛り込まれていることについても評価できる。
- ・ 生産調整 水田における主力作物である「米」については需給の安定による価格の安定が不可欠であることと、「麦」「大豆」などの戦略作物が自給率向上

のポイントとなることは明確で、現在の生産体制維持を優先した制度とすることが必要である。

- ・自給率 「米」の主食以外の利用については、自給率の向上はもちろん米の価格安定にも貢献するものであり、今後も十分な措置が必要であることから評価できます。

(今後の戸別所得補償制度)

戸別所得補償制度の今後については、すでに検討方向（案）が公表されており、戸別所得補償事業については、「米」から戦略品目にも拡大することが検討されています。また交付単価は「米」以外では、数量払いと面積払いの併用方式で計算されることになっていますが、「米」以上に地域の生産環境や販売環境が違うので十分な検討を望みます。一方、「米」において、担い手対策としてこれまでのナラシ対策が廃止されることになっていますが、大規模農業経営に対する支援については、小規模農業にはない拡大する経営維持に関する雇用や事業継続のリスクの排除について、全国一律単価の導入による効率的な生産費の実現におけるメリットだけではない労働力を雇用にたよる法人経営に対する新たな政策が必要であると考えます。水田利活用自給力向上事業については、激変緩和措置を廃止し、産地資金を創設して地域の実情にあった生産体制を維持していくことについてはそれぞれの地域の独自性が活かせることでは評価できますが、地域における合意の形成については十分な国の指導が必要であると考えます。

4.農地の活用

自給率の低下に歯止めをかけ、上昇に転じさせるためには、我が国の農地がもっている生産力を最大に活用する政策が必要であることはいうまでもありません。このため、農地法にも農地を利用する責務が明確にされており、農業者が農業生産を行うために必要とする農地については、農地所有者が一定の経済的な負担を行うことを義務づけるなどの仕組みを構築してもよいのではないかと考えます。我が国の大規模農業者はその経営農地のほとんどが借地であり、農地所有者に対し小作料の名目で経済的メリットを享受しています。（一部都市部は管理料を受け取っているところもあるが、ごく稀である。）一方、大規模農業者は規模拡大が進むと農業生産を継続するリスク（経営を維持する）も並行的に拡大していきますが、安定的な経営の継続に不可欠な資本蓄積が思うように進まない現実もあります。このことを是正することこそが、大規模農業を育成することになると思われることから、規模拡大に伴って資本造成が行われるような財政的な施策の新設を望みます。

5.農業所得の向上

すでに当社では、設立から数年後にもち加工を事業として取り組みさらに販売につい

ては、直売所を数年前に開設しており、六次産業化を進めてきました。現在の事業形態になるまでにおいては、もち加工いわゆる製造業（二次産業）においては、相当額の設備投資を必要としたことから、設備投資資金の調達に苦勞しました。一方、販売については、当初は役員をはじめとして、都市近郊で開かれていた物産展などを利用して拡販を図ってきましたが、それだけでは限界があり、営業要員の確保により、営業力を強化するのに苦勞してきました。

さらに昨今の食関連業界は、消費者の食に対する安全や安心の高まりにより農産物生産現場では減農薬はもちろん減化学肥料による生産が一般的になり、加工品製造段階でも大手メーカーと遜色のないレベルの製造管理が必要となっています。このための、製造段階での安全に関する技術力の向上はもちろん、あらたな設備投資にも迫られています。また、直売施設などについても、顧客管理の一般小売店同様のシステムの導入などこれまでの農家の延長上での事業としての取り組みではなく、本格的な体制での事業になるような支援体制を望みます。

法人農業経営の安定化には、これまでのややもすると生産技術力の向上に目を向け、加工技術や経営管理などには重点を置いてこなかったことが大きな問題となってきています。法人農業経営を行うためには様々な能力が必要となっており、これに伴い人材の育成が急務であります。しかしながら人材育成には相当に時間や財務力が必要でありこれを支援する例えば産学協同の利用や雇用支援など施策の充実を望みます。さらに、農業発の企業経営の実現に向けて、農業法人に対する支援体制を強化されることも併せて希望します。

※当社の組織については、別紙の資料5のとおりとなっています。